

繰返し除菌性試験方法

JIS Z 2811: 2021

令和3年3月22日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

		氏	名		所属
(委員会長)	大	瀧	雅	寬	お茶の水女子大学
(委員)	浅	見	剛	尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿	部	哲	也	一般財団法人製品安全協会
	天	野	美智	習子	株式会社オカムラ
	太	田	秀	幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿	野	步	子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	黒	木	美	紀	一般財団法人日本消費者協会
	佐く	木	定	雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺	Щ	博	子	イオントップバリュ株式会社
	平	井	郁	子	大妻女子大学
	平	野	祐	子	主婦連合会
	星	Ш	安	之	公益財団法人共用品推進機構
	町	田		隆	一般財団法人家電製品協会
	武	藤	京	子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル
					タント・相談員協会
	村	井	正	素	公益社団法人消費者関連専門家会議

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:令和3.3.22

官報掲載日: 令和3.3.22

原案作成協力者:一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会:日本産業標準調査会 標準第一部会(部会長 酒井 信介)

審議専門委員会:消費生活技術専門委員会(委員会長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は,上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ペーシ
序.	文····································
1	適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	引用規格
3	用語及び定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	試験方法
4.1	試験に用いる細菌
4.2	試薬及び材料
4.3	器具及び装置
4.4	滅菌方法
4.5	培地、緩衝液及び生理食塩水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.6	試験菌株の保存
4.7	繰返し除菌性試験の概要
4.8	試験片の作製及び清浄化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.9	繰返し試験操作
4.1	0 減少値の測定
4.1	1 試験結果の表し方
4.1	2 繰返し除菌効果の判定
5	試験報告書
附	属書 A (参考)繰返し除菌効果の判定例 ····································
解	説

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本 産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS Z 2811 : 2021

繰返し除菌性試験方法

Test method for repetitiveness of bacteria reduction activity

序文

この規格は、2012年に発行された JIS Z 2801(抗菌加工製品 – 抗菌性試験方法・抗菌効果)の試験方法を参考にし、繰返し除菌性能を試験するために作成した日本産業規格である。

JIS Z 2801 との主な違いは、繰返し除菌の効果を試験することであり、試験菌液を繰返し接種する方法の追加、及び接触時間を 24 時間から 4 時間に変更したことである。

なお, 対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、主に、老人ホーム、病院、学校など、多数の者が使用し又は利用し、かつ、その維持管理について、環境衛生上特に配慮が必要な環境で使用される"繰返し除菌"の加工を施した製品の表面における細菌に対する繰返し除菌効果の試験方法について規定する。

なお、この規格は、プラスチック製品、金属製品、セラミック製品などに適用し、繊維製品並びにスポンジなどの軟質発泡材料及びこれを使用した製品には適用しない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS K 0050 化学分析方法通則

JIS K 0950 プラスチック製滅菌シャーレ

JIS K 0970 ピストン式ピペット

JIS K 3800 バイオハザード対策用クラス II キャビネット

JIS K 8101 エタノール (99.5) (試薬)

JIS K 8150 塩化ナトリウム (試薬)

JIS K 8180 塩酸 (試薬)

JIS K 8263 寒天 (試薬)

JIS K 8576 水酸化ナトリウム (試薬)

JIS K 9007 りん酸二水素カリウム (試薬)

JIS K 9017 りん酸水素二カリウム (試薬)

JIS R 3505 ガラス製体積計

JIS Z 8401 数値の丸め方

JIS Z 8802 pH 測定方法